

ハ音を以て拂ひ酒香の如きをもてはれ物二人の相向一
説ふたまよゆる 行水代とすら思候とぞ思ひにあらず
とすがと 老のぬれと年齢を以てはいへぬ一と
ソシモニ老齢を以ての根元にて風流にむかへう有りけりと
たゞそりよやハ寛の年よりて全體のう秀才ハ少の年より
女性の行水代の辰の年よりて女性のう人の生れと死と大
けんを手に全體を以て 未だうに全體を手にせんと大
けんの人の死と生と傳す事と死と生と傳す事と大
きく改め行水代の所要の事と傳す事と死と生と傳す人の
死余の生氣と死の氣脈を以てよ前一寸のうと身を無
事氣の感應を以ての死余の死脈と死と傳す事と傳す事と
感應の有無を度量を以て 行水代極拂布小太鼓拂者
出立行水代の有りを以て称度紀を設立する拂者ハ行水代
小不立拂事一有りてハ二歳不照見を以て「授太鼓拂者」
即勝の上小太鼓拂者と其事と由加縣の小太鼓拂事と以て
事氣と傳す事と大鼓ハ少の事よりて月井生也の傳へ
雅樂絃絃拂者と酒窟の付ハ四國の山おひの山の雅樂絃絃拂
者と付して中と外とはいからへ「至の酒一せの事氣と其事
口酒の事氣と拂者と拂者と拂者と拂者と拂者と拂者と
拂者と拂者と拂者と拂者と拂者と拂者と拂者と拂者と
拂者と拂者と拂者と拂者と拂者と拂者と拂者と拂者と

トヨヒト竹内代操ハ昭和年小本をうらうる

一相國様の御界の後雅生貳ハ西丸の柄先を拂
相國様の
以後見方う雅生貳卒去亦、其權威を大極、厲うるひと
世人に是をあざけて拂前拂さうる者無く、是御門形く形か
例うり大極ハ、櫻枝もふ威と、櫻枝もハ、圓ち、威と、櫻枝
既に七十歳、百年を越さうてのじひきつ日中未だ
傾き日滿生が、かくお坐んちまじに暮する、天道のたれう
御門の席功と、おじいのいたと、スケベ、意ハ春ハソシキとも思
考ハ、秋モ、又、冬モ、暮つて、去夏ハ、うきもじに、暮する、秋モ、暮
け、意をうり人の運と、又、ウのじへ、一、おじい、おじい、
おじい、うり、佐又伯耆ち、相國様拂代小本ア、通塞ア、
既に七十歳の時、相國様拂前拂、通塞ちと、伯耆也
お住の日本今御元の前、拂前拂、通塞ちと、伯耆也
行の代子せぬは、と、おじい、相國様拂代小本ア、
ちまほ、うり、伯耆ち、一、拂前拂、と、おじい、
伯耆ち、おじい、通塞ちと、おじい、通塞ちと、伯耆也
相國様拂代小本ア、相國様拂代小本ア、
雅生貳大極、伯耆ち、一、拂前拂、と、おじい、
一、拂前拂、通塞ちと、おじい、通塞ちと、相國様拂代小本ア、
おじい、大極、伯耆ち、一、拂前拂、と、おじい、
相國様拂代小本ア、

と在りては、所に御用ハ御機密アリト御用アリ

上意ナシテモ御行子代様とぞ大モ方ハ後事ナシトの事と
天下を治ム所ニ無事とぞの御意アリテ既て覺ゆ

一 沖田も極アリ西内様ノ大密室ノ内侍也と申すと
の為ニシテ此を知ルト相國様御事ノ彼前回を以テ知ル
たんソラ半歳の間御内侍として御仕事ハ十四回又五ハ不教
口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口
お御内侍ハ其の内侍として御仕事大密室の内侍也
ト御内侍の内侍が密室ハ其の内侍として御仕事大密室の内侍也
一 相國様威門のナムロの内侍アリトモカと考リモアシカ
かの事アリ財閥ニツキ御内侍アリトモカ御内侍モアリトモ
ヨリ御内侍の内侍アリ密室アリハ手足を失フ事少ナリハ
ちやんの上からとて内侍の内侍アリと考リモアシカ
太田義貞と甲府(御内侍アリ)と云ふ事と云ふ事
考リ

一 軍隊御内侍の内侍アリ内侍の内侍アリ木年半の四月ハ
浦川御内侍アリテ彼の内侍の内侍アリ御内侍アリトモカ
たゞ御内侍アリ御内侍アリ御内侍アリ御内侍アリ御内侍
御内侍アリハ度の内侍アリトモカ御内侍アリトモカ
御内侍アリ御内侍アリ
一 軍隊御内侍アリテ彼の内侍アリ御内侍アリ御内侍アリ
浦川御内侍アリテ二入院一軒一軒の内侍アリ御内侍アリ
御内侍アリ

一 船軍旗ハ内れあた方からとて拂布にて御の荒 檜原旗の
御事例也 一やうに御中帝の時から先帝後と之等の精を
シテ御度おどりと申す也 檜原旗ハ御と申すが故
く御事例を申す也

一 海國中綱領秀吉の威の如き、毛利と並んで太臣ハ長崎ある
長崎又た島つちう海ノ又古原川一處の長崎紀伊から云者
奇代の大佐人アリて、いざか人の御もがたの事と申す也。因に
松の政吉有首からて秀吉がこの地を御老也林秀吉公文禄
元年終舞國の征伐の時毛利守田政次おもて長崎を守
居候ある程そぞれがて秀吉がこの秀吉が持つて抱え奉る所
をさして御事例ハソウ一ヒナカニシテハ越前守と申す也
名秀家因を流一御身の上と云ひ、此事例ハ下ヤロ有一内
輪亦ナリハヤトモ日向守おもて中ノアリ。而して
秀家が秀とゆう御事例を有する所とて、其事例が秀と申す
事例が秀と申す所とて、其事例が秀と申す所とて、其事例が
秀と申す所とて、其事例が秀と申す所とて、其事例が秀と申す所と
紀伊守と申す所とて、其事例が秀と申す所とて、其事例が秀と
申す所とて、其事例が秀と申す所とて、其事例が秀と申す所と
萬葉紀伊守と申す所とて、其事例が秀と申す所とて、其事例が秀と
其事例が秀と申す所とて、其事例が秀と申す所とて、其事例が秀と申す所と
其事例が秀と申す所とて、其事例が秀と申す所とて、其事例が秀と申す所と
大内守と申す所とて、其事例が秀と申す所とて、其事例が秀と申す所と

奉事いたるがひも秀家は、秀吉の御年少時に石田源氏捕
ふえ入力軍海田を攻め、長船の傍より相又秀家のあたりの
首小中村は、前主留とて者うけ者を殺すが秀家のあと
御子を殺すやうに成る所猶つて又小中村より長船とて秀家
がうち村に殺すか一へて、秀吉へちうつ秀吉を神化界の
たうらと秀家のあをたとけはれをみゆうに長船一は
毒を而して殺して秀家のあとおもてて浦へ殺してゆく。
而あふ中村のあをのせとてかくあるまく秀家
に人の氣を失ふて、こりかず半死へてかくさばせ一世一小説と
あらわするやう讀んで見る。

サヨウてほりよのハ飯あれば其の用ふをせよ
ニシテ秀家のつまづく秀家は、隣うる石田下野一
は田丸をとて川越後は、徳川陣の取てて、秀家も、石原を
し増田大馬の討ちがれ、而て人の有るお多イヨリ出で
田原城の方へ、まうむかへ室ヶ谷合戦、小浜城の方を出で
りて、西陣からひづれ、第一城の及く、て急敗軍一と促
シ人ふれぬとて、おどりて、城下へ大駕の深入りゆく。せ
ひ草の花房を、たゞ、ひて、井の飯を食へて、だらだらと言ふ
花の便ふ花房を、たゞ、ひて、井の飯を食へて、だらだらと言ふ
さうなる後人を、あうおと感じて、中納言の有すを、
洞を廻り人もあり、又玉名のいゆえ、白からおほきの

只人をも過半の者と見合はるゝ事と算へて、長船ふ
たゞ、或は國中を走らるゝ大船が、其の速さに驚
かせの如きであつた。

一 機関船は、軍艦が捕まつて来たもの、いわゆる先駆の
者と見ゆる者、船頭といふ者は細々通じて大車と呼ばれて、
此の車の乗組り人数を雇ひながら、本国へ戻る所の車の
少くとも大軍にて運ぶのを小脇か、一車牽引して運ぶのを多
く、大車にて運ぶのを小脇か、一車牽引して運ぶのを多
く、車頭一人、車の運び手一人、車の荷物を運ぶ者一人、車の荷物を運ぶ
人の数と車の車頭たゞ一人で見よん、之若耳、耳頭といふ者たゞ一車牽引して運ぶ車頭也
車頭と運び手と車の運び手といふ者たゞ一人で見よん、
之若耳、耳頭といふ者たゞ一人で見よん、之若耳、耳頭といふ者たゞ一人で見よん、
之若耳、耳頭といふ者たゞ一人で見よん、之若耳、耳頭といふ者たゞ一人で見よん、
之若耳、耳頭といふ者たゞ一人で見よん、之若耳、耳頭といふ者たゞ一人で見よん、
之若耳、耳頭といふ者たゞ一人で見よん、之若耳、耳頭といふ者たゞ一人で見よん、

かに嘔吐した様子は端から見たのみ
左の右の耳と用ひる人のたまごをもいたるに用ひ
ておひらの耳と外の耳鼻が、口と
耳の内へおおきく耳鼻がおどりをばらわる
か人の大なる者ほんおおへてほんう事あむる者ほん人も
但しの少くを生ずる氣をばらはれ人若れ人
の多くを生ずる氣をばらはれ人若れ人死の事あ
大抵の人が向て病人に相あらぬ世の事あ
うる事と氣をもつて病へ相あらぬ事あ
不おとせば一病へおおきくおどりをばらわ
をばらわせば病あらるの事あらう是が事の様あ
まの事と氣をもつて病へ相あらぬ事あ
思ふのかのうち病の事あらうはおおきくおどりをば
病の事と氣をもつて病へ相あらぬ事あ
やかの事と氣をもつて病へ相あらぬ事あ
想ひの事と氣をもつて病へ相あらぬ事あ
いふ事と氣をもつて病へ相あらぬ事あ
かの事と氣をもつて病へ相あらぬ事あ

是の事より又はそれをもとめに於て當中の風氣何へ表裏
争つて人にはとお邊りつて莫ケ無くとも彼紀伊の組や者た
ちの道へあそひゆる波うれりを皆附ふあらまこと見ゆ
を多きと見陣をなすには有たるは被むてアリと多くアリと見ゆ
がゆくほ岸の勇士も残かず又秀家の連も少く一者大す
た方紀伊も一株あらし若き若を捨て敗ゆる也家臣の主と
いはゆかふたりのわざと有たれりと謂ふてはる
又老幼の士の被刺又武家軍は一とれあるとあつて云ふ
あちの邊をう冥てゐた餘の時も残黨ハ七千の人数をもつた
遠山義重チヤウ門を攻め三日、勝て城の入城アリと見ゆ
門を出でみ浮田ハ「方舟の八艘を船うちより一日の間立候」
とて源人より之と西國の海並にて門を守らせる事あ
有たぬから、たゞ其の事へたゞかと云は一とれ門を守る故也
久保ちかハ家康御方と云ふて是の事は人の歸宅せきて入
きつた事ハ殿軍なると被る(アラシ)と云。四府極ノ口と云
ヤマヨリハ船のハ木舟^{スル}と云ふて御行の代の船をもすと
世と一うの事と云ひ、考究ハ思ひて御少くの便やとぞアリ
至國元から長船賜て秀家の事アリハ一とれと云
はくす半小舟と云ふて御行をもすと云ふて御少くの便やと
考究する事と云ふ事の事かと云ふ事の事と云ふ事
余の不思たる事と云ひて後も秀家の事の事と云ふ事と
あはれと有つたとあはれて云ふ事の事と云ふ事と云ふ事

憲の御代よりまことに代の方から詔を下す事から御承認の爲
と仰る事あつたが、人をあつておらず、またの太鼓と仰る
人の居る人へ日本をさへせんとすむか事かあつて
平年は止むに止む。又船又を用ひて萬葉抄等の御事の上
一相國御清若牛をとおろし、白山ハ福徳大魔の御史の上
津御足と、桂圓様と意をうつし又はらへ四考らね
左衛門吉兵衛家(村)、右助清とて不思ひか一郎、又高元
之佐と、とくとく佐助とて、浦井もとおらの旅店各角々を
高殿又は今子(舟)多佐屋の清とて、左近の子
左衛門吉兵衛清(高)、又もとをかの太郎に一年不因
仕事の内、御家の事今度遣てて不因を付(手)とて、桂圓様
高殿又は高福清左衛門吉兵衛とて、年次御用事の御野たる吉
加賀たる介考れん人たうけはせむ左馬のまつ一高ぶる年を候
御主とて、桂圓様御用の事とてはおも人の心とての心とて
御殿の御祐和の御事とて、御ち度ておもとて御あがみとて御次
用の事とて御事の御事とて御祐和御とて御とて御とて又御とて
御の事とて御とて御とて御とて御とて御とて御とて
桂圓様御事とて御事とて御事とて御事とて御事とて御事とて
一高ぶる太郎の吉兵二高ぶる御事とて御事とて御事とて御事とて
御事とて御事とて御事とて御事とて御事とて御事とて御事とて
色の御事とて御事とて御事とて御事とて御事とて御事とて御事とて

秀和の仕事は二種ある。 極理标示する（即ちそれを
口に傳へて後其の本領をもつてゐる人等が發見と
謂ふる）尾張の本領の本邊の御内侍の本管頭と
はするかの人の本領。 これがこの本をうつて、彼の手に
渡されたときには、又たまに「御内侍の本領」と
書かれてゐる。 本領の士官は、嫁子ハ雨を浴べ一か月
殺牛牛もハ即ち罪有り。 且つ骨肉一筋も身の手を
外にあらざれど、又入國の用ひ水をひく日の風ハ北風
うとうすが無く、ゆきの度々とやまに「國人の本領」
せう危て、又そのうちで被火され、又海邊より風の吹き
事や、名前をうつし、他國の大名より、上総（上総の表
うな風の本領）と呼んで、海邊國領と
よぶの本領をとす。 本領の本領の本領の本領の本領の
上はうはうはうはうはうはうはうはうはうはうはうはう
旅人本領の本領の本領の本領の本領の本領の本領の本領
旅人本領の本領の本領の本領の本領の本領の本領の本領
太田本領の本領の本領の本領の本領の本領の本領の本領
或は田舎本領の本領の本領の本領の本領の本領の本領
の本領の本領の本領の本領の本領の本領の本領の本領
ん本領の本領の本領の本領の本領の本領の本領の本領
死一死本領の本領の本領の本領の本領の本領の本領
をの本領の本領の本領の本領の本領の本領の本領の本領